

お客さま各位

かながわ信用金庫

インボイス制度（適格請求書等保存方式）への対応に関するお知らせ

当金庫のインボイス制度（適格請求書等保存方式）への対応につきましては、下記のとおりとなっております。ご不明な点等ございましたら、お取扱店までお問い合わせください。

記

1. インボイスの発行について

- (1) 窓口でのお取引時にお渡しする各種手数料領収書や振込手数料受取書は、適格請求書（インボイス）としてご利用いただけます。
- (2) 口座振替等でお支払いされる手数料（※）など領収証が発行されないお取引につきましては、別途「適格請求書（インボイス管理票）」を発行いたしますので、お届出印をご持参のうえ、窓口でお手続きをお願いいたします。

なお、「適格請求書（インボイス管理票）」は定例発行も可能です。ご希望の際は窓口でのお手続き時に発行周期（1ヵ月・3ヵ月・6ヵ月・12ヵ月）をご指定ください。ダイレクトメールにて、ご依頼月の2ヵ月後より郵送発送いたします。

※インターネットバンキング、ホームバンキングに係る手数料、ご融資実行に係る手数料、定額自動送金手数料、残高証明書の定例発行手数料、貸金庫・夜間金庫使用料、両替機カード利用料、でんさいネット手数料 など

■ 「適格請求書（インボイス管理票）」について

- ・ 税額控除申請時にインボイスとして使用できる書面となります。
- ・ 別途お渡ししている領収書のお取引が「適格請求書（インボイス管理票）」に記載されている場合は、重複計上にご注意ください。
- ・ 窓口等でお受付した振込手数料につきましては、「適格請求書（インボイス管理票）」に記載されません。
- ・ 口座振替でお支払いされる手数料については、振替結果にかかわらず、当初引落予定日を取引日として「適格請求書（インボイス管理票）」に記載されます。（ただし、法人インターネットバンキングにつきましては振替結果に基づき記載されます。）

2. 当金庫の適格請求書発行事業者登録番号

発行事業者登録番号	T8021005007459
氏名又は名称	かながわ信用金庫
登録年月日	令和5年10月1日
本店又は主たる事務所の所在地	神奈川県横須賀市大滝町1丁目28番地

※インボイス制度に関する一般的なご質問等は、お客様の顧問税理士や所管の税務署、または国税庁ホームページ等にてご確認ください。

以上